

子どもと弁護士会費



子どもが、はいはいやつかまり立ち、伝い歩きをするようになりました。いろいろ動き回るようになると危なっかしくて目が離せません。日中、世話をしてくれている妻に感謝です。

今年の4月から弁護士会が育児中の会費を免除する制度を始めました。2才までの期間限定ですが最大6か月分です。男女問わず制度を利用できるようなので、私も申請してみました。

弁護士会費は、都道府県によって異なりますが、私の所属する茨城県だと1か月あたり4.6万円もとられます（調べてみたら、安いところで埼玉県が約3.5万円、高いところで山口県が約8.5万円でした）。

とりあえず、約27万円も浮きました。

ありがとう弁護士会！これからも育児頑張ります。

先月の取り扱い案件

ゴルフクラブの預託金返還に関する相談を受けました。ゴルフクラブの入会時に、入会金と一緒に預託金を差し入れる場合がありますが、据置期間が経過してもゴルフクラブが預託金の返還に応じないというものです。

経営難を理由に返金に応じないことが多いようですが、破産等されてしまうと回収できなくなってしまいますので、早めに対処するようにしましょう。

時事ネタ

焼き鳥店の鳥貴族が同じく焼き鳥店の鳥二郎に対し、店名のデザイン等の使用差止めを求めた事件がありました。鳥貴族側は、鳥二郎の店名のデザイン等が不正競争防止法に違反すると主張しているようです。周知表示混同惹起行為（同法2条1項1号）とか、著名表示冒用行為（同法2条1項2号）だと思います。

周知表示混同惹起行為とは、他人の商品・営業の表示として需要者の間に広く認識されているものと同一・類似の表示を使用し、混同を生じさせる行為です。一方、著名表示冒用行為とは、他人の商品・営業の表示として著名なものを、自己の商品・営業の表示として使用する行為です。

ちょっとややこしいですが、需要者だけに知られていると周知で、需要者以外にも知られていると著名ってかんじです。

本件だとどちらの法律構成なんでしょうか。私は鳥貴族のことを知らなかったの周知かな？

眞鍋・大関法律事務所

弁護士 大関 太郎

〒301-0032 茨城県龍ケ崎市佐貫1-15-3 藤田ビル

TEL 0297-85-3535 FAX 0297-85-3536

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太郎

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

茨城県弁護士会へ登録換え

平成23年 眞鍋・大関法律事務所 開設